

第 1 1 回鹿児島市景観審議会 会議録

開催日時	平成25年9月27日(金) 15時30分～17時00分
開催場所	市役所東別館9階 特別小会議室
出席者	委員5人 事務局5人 (委員) 井上委員(会長)、岩田委員、江崎委員、金本委員、下原委員 欠席: 木方委員、岡田委員 (事務局) 都市計画部長、都市景観課長、都市景観課主幹 他2名
会議の概要	
1 開会	過半数である7人中5人の委員の出席により、鹿児島市景観審議会規則第3条第2項に基づき、審議会は成立
2 議事	<p>会長が議事の開始を宣言し、会議録の署名をする委員として、江崎委員と下原委員を指名傍聴希望者1名(南日本新聞社)の傍聴を許可</p> <p>(1) 議事 議案第1号「八重の棚田地区景観計画運用マニュアル案について」</p> <p>■審議結果 以下の意見を踏まえて軽微な修正を加えることで事務局案を了承する。</p> <p>■意見等の要旨 ○以下の点で文言修正等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等において、外構が景観に与える影響は大きいことから、外構のみの改修等の場合届出対象とはならないが、景観への配慮を促す文章を追加する。 ・屋外設備の項目には、八重の棚田地区の景観特性に合わせて、自然環境との調和が図られた事例を掲載する。 ・他都市の棚田イルミネーションイベントの写真は、良い事例ではあるが、届出対象行為ではないことから、夜間の特定照明の項目に掲載すると、誤解をまねく恐れがある。 ・法面の項目と擁壁の項目は、石積みや緑化など、共通する事項が多いため、まとめて説明する。 ・写真などの事例が掲載されていると、具体的にイメージできてわかりやすいことから、今後、良い事例と悪い事例を集めて、随時、追加・変更していくべきである。
3 閉会	